

# 国際福祉機器展 H. C. R. 出展規程

## 1. 用語の定義

### (1) 主催者

社会福祉法人全国社会福祉協議会ならびに一般財団法人保健福祉広報協会を指します。

### (2) 事務局

H. C. R. 事務局（一般財団法人保健福祉広報協会内）を指します。

### (3) 出展申込

主催者の定める方法により、出展主体に該当する法人が本展示会に出展を申し込むことを指します。

### (4) 出展社

出展申込を行った出展主体を指します。

### (5) 出展契約

出展申込にもとづき、出展社と主催者との間で締結される契約を指します。

### (6) 規程等

本出展規程ならびに出展要項及び今後主催者から配付される出展マニュアル等、主催者が定める出展契約に付帯するものを指します。

### (7) 出展料等

主催者から請求する出展料に加え、出展申込の内容によって、賠償責任保険料、有料オプションの両方あるいは一方を指します。

## 2. 出展契約の遵守

出展社は、出展契約ならびに出展契約に付帯する規程等を遵守するものとします。

主催者はやむを得ない事情があるときは、規程等を変更することがあり、出展社は、あらかじめこれに同意し、変更後の規定を遵守しなければなりません。この点において将来いかなる時点においても、主催者は一切の異議を受付けません。

また、出展社は、その他条例、諸官庁各機関の指導・通達、展示会場（㈱東京ビッグサイト）が定める規則等についても遵守しなければなりません。

## 3. 出展契約の期間

出展契約は、出展決定通知書の発行日を契約期間の開始日として、その効力が発生し、Web 出展ページのシステム利用期間の末日の終了をもって期間満了とします。

#### 4. 主催者による出展取消（出展契約の解除）

主催者は、出展社が次のいずれかに該当する場合は、出展社に何らの催告なく出展取消を行う権利ならびに出展取消を行った出展社の次回以降の出展を将来にわたって拒否する権利を有するものとし、出展取消を通知された出展社はそれに従うものとし、その際の判断基準や根拠等は一切開示しません。なお、主催者が被った損害は出展社に請求され、出展社はその損害を賠償しなければなりません。また、出展社が被った損害等に対して、主催者は一切の責任を負わないものとし、

- ① 指定された期日までに、出展料の全部または一部を支払わない場合
- ② 展示対象外の物を出展した場合
- ③ 禁止行為を禁止の解除なく行った場合
- ④ 小間を展示会出展以外の目的に使用した場合
- ⑤ 小間を使用しない場合
- ⑥ 著しく主催者の信用を失墜させる行為があった場合
- ⑦ 来場者や他の出展社に著しく迷惑をかけたと主催者が判断した場合
- ⑧ その他本展示会の規程等ならびに関係法令等に違反した場合

#### 5. 小間位置の決定

小間位置は、会場の運営計画や出展ゾーン、展示製品等を考慮して、主催者が決定し、出展社はそれに従うものとし、

また、主催者は展示会場や諸官庁各機関の指導・通達等にもなう展示会運営の都合上、出展社の承認を要せずに小間を再配置する権利を有します。

これにより当該出展社に損害等が生じても主催者は一切の責任を負いません。

#### 6. 禁止事項

出展社の次の行為を禁止します。出展社は主催者から是正あるいは行為の即時中止を求められた事項に対し、出展社の費用負担により、従うものとなります。従わない場合は、主催者は自らその是正を行い、出展社にその費用を請求します。

##### (1) 小間の売買、譲渡、転貸、交換等

出展社は、小間の一部あるいは全部にかかわらず、出展社相互間や第三者に売買、譲渡、転貸、交換等することはできません。

また、2か所以上の小間に分かれて展示等を行うことはできません。

##### (2) 展示物の即売

本展示会は展示と商談を中心としており、書籍類ならびに障害者就労支援施設・事業所の自主製品を除き、即売を主とする出展はできません。

ただし、主催者の定める方法により申請され、主催者が禁止を解除した展示物は、この限りではありません。

(3) 募金勧誘等の資金調達活動

展示会場内での募金勧誘等の資金調達活動はできません。

(4) 来場者や他の出展社に迷惑となる行為

- ① 出展社以外の企業・団体名や取扱のない製品の展示、広報物等の配布
- ② 通路上等自社小間以外の場所での展示・パンフレットの配布等の活動
- ③ 通路上から展示物を見ることを前提とした小間内レイアウト
- ④ 事前承認のない（提出計画以外の）現場における追加工事
- ⑤ 事前承認のない展示物の即売
- ⑥ 主催者あるいは他の出展社の許可のない撮影、模写、測定、型取等の権利侵害行為

(5) その他規程等において禁止された事項

7. 展示会の中止

主催者は、天災地変等の不可抗力、その他主催者が管理できない事由が生じた場合、本展示会の開催を中止することがあります。

また、展示会場が安全確保等の理由により貸出中止の判断をした場合も開催を中止します。この場合、出展料等から主催者が開催準備のために要した費用、展示会場等の使用取消に伴う費用等を除いた額を出展社に返金します。

なお、出展社及び関連するその他の者が要した費用、損害等について、主催者は一切責任を負いません。

**【新型コロナウイルス禍の影響によるリアル展の中止】**

新型コロナウイルス感染症の動向により、大規模イベントの開催自粛等が要請された場合、リアル展を中止し、Web展のみを開催するものとします。この場合、小間出展の出展社は、主催者にて「Web出展のみ」の申込に読み替え、出展料等を再請求、あるいは既納分から「Web出展のみ」の出展料相当額を除いた額を返金します。

出展社が「Web出展のみ」での出展を辞退する旨を主催者に電子メールや文書等の記録が残る形で意思表示した場合は、出展キャンセルの規定にもとづき、キャンセル料を請求するものとします。

## 8. 管理保全

主催者は、善良なる管理者として会場全体の警備及び運営全般の管理保全にあたりますが、万一発生した天災及び不可抗力な損傷、紛失、盗難、その他の事故についての損害負担、賠償等の責任は負いません。

## 9. 損害賠償責任

出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の造作物、人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとしします。

## 10. 個人情報の取り扱い

主催者は、H.C.R.Web サイトにて公表するプライバシーポリシー (<https://hcr.or.jp/privacy/>) にもとづき、出展社が登録した個人情報を適切に管理します。

本展示会の運営に係る業務の一部を第三者に委託する場合に、秘密保持契約を締結したうえで、個人情報を提供できるものとしします。

出展社は、本展示会において取得した来場者等の個人情報を、出展社におけるプライバシーポリシーにもとづき管理するものとしします。

## 11. 管轄裁判所

出展契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所としします。

最終改訂 2024年12月20日

お問い合わせ先：H.C.R.事務局  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
一般財団法人 保健福祉広報協会内